

議案第82号
和解について

【街づくり支援部土木課】

本案は、建物収去土地明渡等請求訴訟事件について、和解するものです。

【内容】

○当事者

原告：港区

被告：個人（建物現所有者）

個人（建物占有者）2名

個人（相続人）2名

○事件の要旨

港区海岸三丁目地区の特別区道上に存する建物（以下「本件建物」といいます。）の土地（以下「本件土地」といいます。）が、区の許可を得ることなく不法に占有されているとして、令和6年12月11日、区は、建物現所有者、建物占有者ら及び相続人らに対し、本件建物の収去等による本件土地の明渡し等を求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

今般、当該裁判所から和解勧告がなされたので、和解により本件事件の解決を図るものです。

○和解事項（抜粋）

- ①被告らは、原告に対し、被告らが、本件土地を何の権原なく占有していることを認める。なお、相続人らの占有は、令和5年9月21日までである。
- ②原告は、建物現所有者及び建物占有者らに対し、本件土地の明渡しを、令和7年8月31日まで猶予する。
- ③建物現所有者は、原告に対し、②の期日限り、本件建物を収去して本件土地を明け渡す。
- ④建物占有者らは、原告に対し、②の期日限り、本件建物から退去して、本件土地を明け渡す。
- ⑤建物現所有者及び建物占有者らが、②の期日までに本件土地の明渡しを完了しない場合、建物現所有者及び相続人らは、原告に対し、違約金の支払義務があることを認める。
- ⑥原告は、その余の請求を放棄する。
- ⑦原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ⑧訴訟費用は、各自の負担とする。